

都道府県温泉担当部局・担当課連絡先一覧

※ご不明な点がある場合には、各都道府県にお問い合わせください。

(平成20年5月1日現在)

都道府県名	担 当 部 局 課 係	電話番号	FAX
北 海 道	保健福祉部保健医療局医務薬務課医務グループ	011-231-4111	011-232-4472
青 森 県	環境生活部自然保護課自然公園グループ	017-722-1111	017-734-8072
岩 手 県	環境生活部自然保護課自然公園担当	019-629-5372	019-629-5379
宮 城 県	保健福祉部薬務課薬事温泉班	022-211-2111	022-211-2490
秋 田 県	生活環境文化部自然保護課調整・自然環境班	018-860-1613	018-860-3835
山 形 県	文化環境部みどり自然課温泉保全係	023-630-2211	023-630-2133
福 島 県	保健福祉部薬務課	024-521-7232	024-521-7992
茨 城 県	保健福祉部薬務課 医療品供給血液G	029-301-1111	029-301-3399
栃 木 県	保健福祉部薬務課温泉・薬物対策担当	028-623-2323	028-623-3121
群 馬 県	健康福祉部薬務課温泉係	027-223-1111	027-223-7872
埼 玉 県	保健医療部薬務課献血・温泉・薬事情報担当	048-824-2111	048-830-4806
千 葉 県	健康福祉部薬務課薬事審査指導室	043-223-2110	043-227-5393
東 京 都	(掘削等) 環境局自然環境部水環境課水循環係	03-5321-1111	03-5388-1379
	(利用等) 福祉保健局健康安全部環境衛生課指導係	03-5321-1111	
神奈川県	保健福祉部生活衛生課環境衛生班	045-210-1111	045-210-8864
新 潟 県	県民生活・環境部環境企画課自然保護係	025-285-5511	025-280-5166
富 山 県	厚生部生活衛生課水道係	076-431-4111	076-444-3497
石 川 県	環境部自然保護課企画管理グループ	076-225-1111	076-225-1479
福 井 県	健康福祉部食品安全・衛生課生活衛生・水道グループ	0776-21-1111	0776-20-0643
山 梨 県	森林環境部大気水質保全課保全対策担当	055-237-1111	055-223-1512
長 野 県	衛生部薬事管理課薬事温泉係	026-232-0111	026-235-7398
岐 阜 県	環境生活部地球環境課	058-272-1111	058-278-2610
静 岡 県	厚生部生活衛生局生活衛生室生活衛生係	054-221-2448	054-221-2342
愛 知 県	環境部自然環境課野生生物グループ	052-961-2111	052-963-3526
三 重 県	環境森林部自然環境室自然共生グループ	059-224-3070	059-224-2070
滋 賀 県	健康福祉部生活衛生課衛生営業担当	077-528-3641	077-528-4860
京 都 府	健康福祉部薬務課審査担当	075-451-8111	075-414-4792
大 阪 府	健康福祉部環境衛生課生活衛生グループ	06-6941-0351	06-6944-6707
兵 庫 県	健康福祉部健康局薬務課薬事調整係	078-341-7711	078-362-4713
奈 良 県	福祉部健康安全局食品・生活安全課水道・営業指導係	0742-22-1101	0742-22-0300
和歌山県	環境生活部環境政策局環境生活総務課環境計画班	073-432-4111	073-433-3590
鳥 取 県	生活環境部くらしの安心推進課食の安全・衛生担当	0857-26-7111	0857-26-8171
島 根 県	健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ	0852-22-5111	0852-22-6041
岡 山 県	生活環境部自然環境課自然保護班	086-224-2111	086-224-7572
広 島 県	健康福祉局保健医療部薬務課	082-228-2111	082-223-3573
山 口 県	健康福祉部薬務課薬事班	083-922-3111	083-933-3029
徳 島 県	保健福祉部薬務課監視・麻薬担当	088-621-2500	088-621-2842
香 川 県	健康福祉部薬務感染症対策課麻薬・薬事監視グループ	087-831-1111	087-861-1421
愛 媛 県	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課薬事係	089-941-2111	089-947-3035
高 知 県	健康福祉部食品・衛生課生活衛生担当	088-823-1111	088-823-9264
福 岡 県	環境部自然環境課環境影響審査係	092-651-1111	092-643-3357
佐 賀 県	健康福祉本部薬務課製薬・温泉担当	0952-24-2111	0952-25-7285
長 崎 県	環境部自然環境課保全・計画班	095-824-1111	095-895-2569
熊 本 県	健康福祉部薬務衛生課	096-383-1111	096-383-1434
大 分 県	企画振興部景観自然室自然交流班	097-536-1111	097-506-1730
宮 崎 県	環境森林部自然環境課自然公園担当	0985-26-7291	0985-38-8489
鹿児島県	保健福祉部生活衛生課温泉営業係	099-286-2111	099-286-5562
沖 縄 県	文化環境部自然保護課自然公園班	098-866-2333	098-866-2240

温泉に関する関係資料については、右記のHPにも掲示されています。 環境省HP <http://www.env.go.jp/nature/index.html#onsen>

温泉掘削での
可燃性天然ガス事故
を防ぐために

ー改正温泉法の可燃性天然ガスの安全対策ー

温泉を掘削している事業者の皆様へ



安全・安心・やすらぎを与える温泉に・・・

平成20年5月



環境省

Ministry of the Environment

<http://www.env.go.jp/>

温泉法改正のあらまし

☆事故事例（掘削時）

- 平成10年10月 掘削中に噴出した天然ガスに、電気溶接の火花が引火
- 平成10年12月 掘削状況を見物に来た者が着けたライターの火が天然ガスに引火、爆発
- 平成15年4月 天然ガスが噴出した際に、隣接する事務所でタバコに火を付けたところ引火、爆発
- 平成17年2月 ケーシング内の洗浄作業中、天然ガスが噴出し、石油ファンヒーターの炎に引火、火災発生
- 平成17年12月 ボーリングマシンの起動スイッチを押した瞬間、噴出した天然ガスに引火、爆発

☆温泉法の改正等

- 平成19年11月30日 温泉法の一部を改正する法律公布
- 平成20年5月21日 温泉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等公布
- 平成20年5月28日 温泉法施行規則の一部を改正する省令公布

☆改正温泉法施行規則のポイント

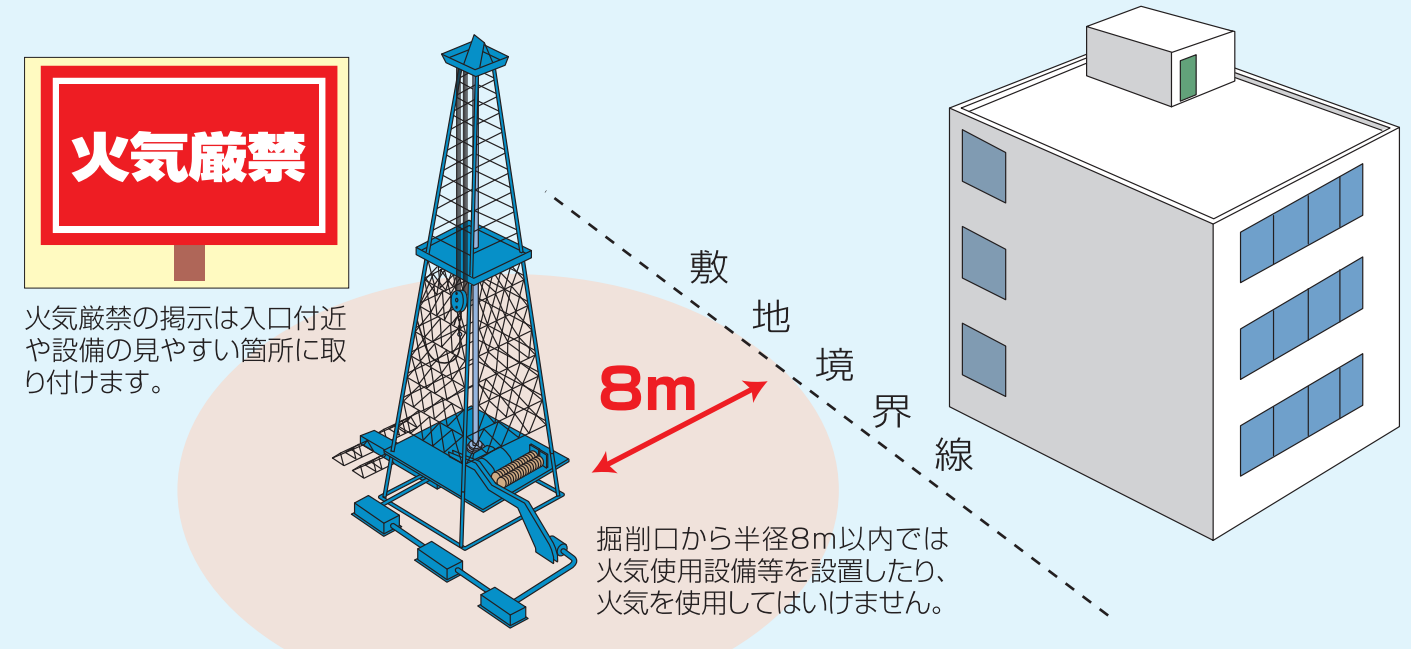
- 可燃性天然ガスが噴出するおそれがある場合
 - ・掘削口の位置は、敷地境界から8m以上離れていること
 - ・掘削口から8m以内は、火気使用設備等の設置禁止、火気の使用禁止、火気使用禁止の掲示をすること
 - ・掘削口から8mの範囲内は、柵囲等により関係者以外の立入りを制限すること
 - ・噴出防止装置を設置すること
 - ・可燃性ガスの警報設備を設置すること
 - ・噴出の兆候の有無を目視により点検を行い、その結果を記録し保存すること
- 携帯型可燃性ガス測定器及び消火器を備えること
- 毎作業日1回以上メタンの濃度の測定を行い、その結果を記録し保存すること
- 災害防止規程を作成し、非常時には必要な措置を行うこと
- 許可申請書、工事完了等届出書の記載項目及び添付書類の追加

※改正温泉法は、**平成20年10月1日から施行**されます
温泉井戸を掘削する事業者は、可燃性天然ガスに対する対策が必要になります。

温泉掘削時に必要な対策

可燃性天然ガスの噴出のおそれがある場所での必要な対策

- ①掘削口の位置は、敷地境界から8m以上離し、その範囲内は火気使用設備等の設置及び火気の使用を禁止します。また、関係者以外の立入りを制限するため、柵等を設置します。

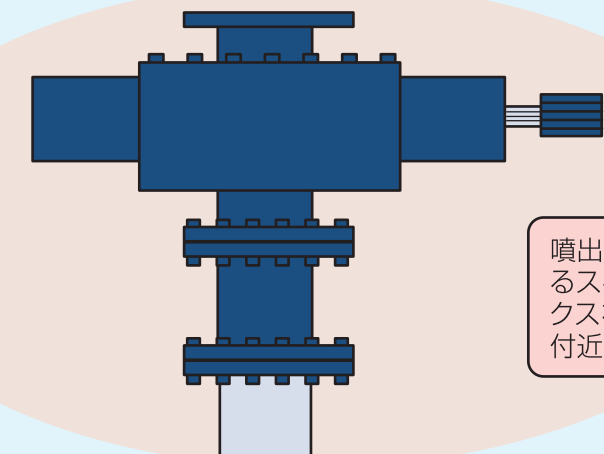


掘削口から可燃性天然ガスが噴出した際は、火災や爆発が発生する恐れがあります。他の物件への被害を少なくする等のため、8m以上の離隔距離を確保します。

8m以上の距離とは、ケーシングパイプの外面から敷地境界までの距離です。

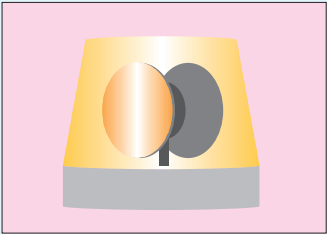
- ②噴出防止装置を設置します。

噴出防止装置は、坑井内の洗浄が完了するまで取り付けておきます。特に坑井内の洗浄段階が噴出の可能性が高いので、注意が必要です。

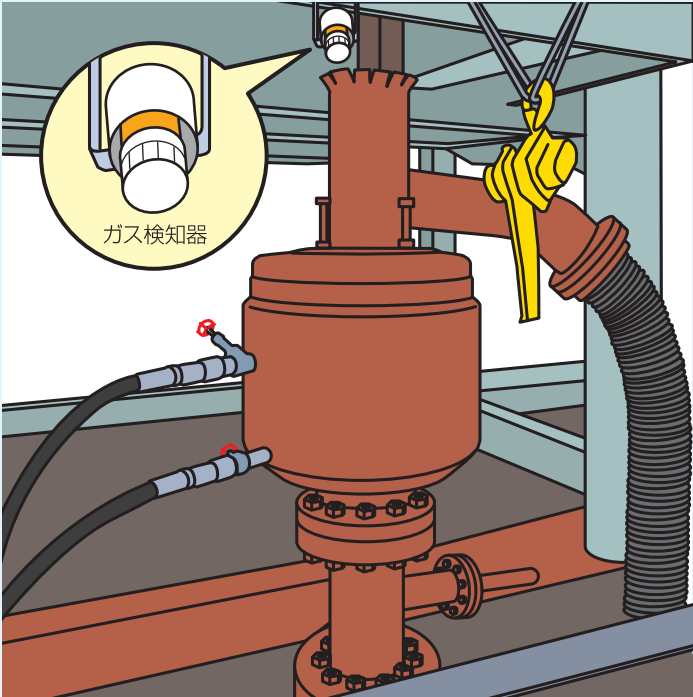


可燃性天然ガスの噴出に備えて噴出防止装置を設置します。たとえば水溶性ガス田において500m以上掘削する場合は、最高使用圧力が3.923MPa以上のものを設置します。

③可燃性ガスの警報設備を設置します。



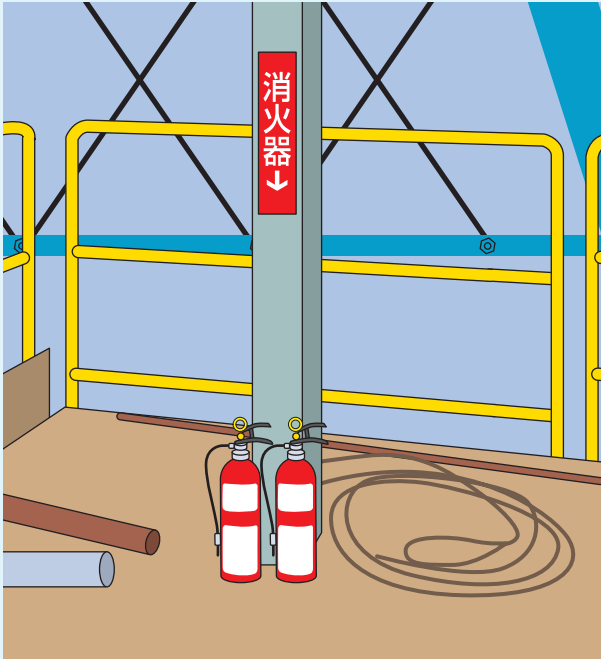
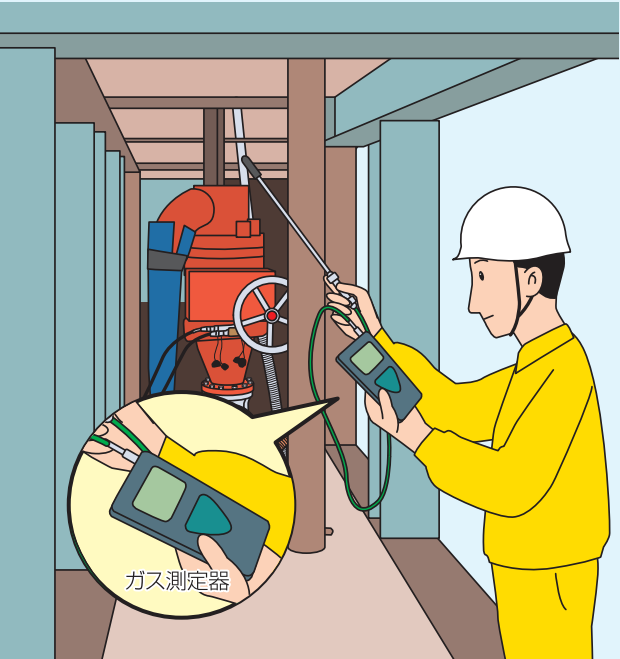
警報装置の警報音は、関係者が認知できる状態に至り、常時ガスが検知されている状況においては、表示灯により発せられるものにして、も差し支えありません。



警報装置はメタン濃度1.25% (25%LEL) で警報を発するように設定してください。

ガス検知器は、掘削口及び泥水が地上に上がってきて最初にガスが放散される場所（循環泥水の放出口）の直上に設置します。

④携帯型可燃性ガス測定器及び消火器を備えます。



毎作業日に1回以上、携帯型可燃性ガス測定器で掘削口や泥水が地上に上がってきて最初にガスが放散される場所（循環泥水の放出口）、ガスが滞留する場所においてメタンの濃度を測定します。

携帯型可燃性ガス測定器はメタンで校正されているものを使用します。

消火器は現場に適した種類、大きさのものを設置します。

⑤毎作業日に1回以上、メタン濃度の測定や可燃性天然ガスの噴出の兆候の有無の点検を行い、その結果を記録して保存します。（ゆう出路の洗浄を行うときは常時噴出の兆候の有無の点検を行います。）

例

日常点検表				現場：〇〇温泉掘削現場					
点検年月日	点検項目			警報装置の作動状況	作業内容	掘削深度	備考	点検者名	責任者 検閲欄
H〇年〇月〇日	点検時刻	8:00	11:00	14:00	警報装置作動なし	掘削作業	200m	掘削太郎	現場責任者 安全担当者 (サイン)
	メタン濃度の測定値	計測結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (〇〇周辺)		計測結果 0%LEL (掘削口周辺) 0%LEL (〇〇周辺)					
	ガス噴出の兆候	有・無	有・無						
H〇年〇月〇日	点検時刻				〇〇時〇〇分 警報装置作動 ガス濃度 〇〇%LEL	掘削作業	500m		
	メタン濃度の測定値								
	ガス噴出の兆候								
H〇年〇月〇日	点検時刻				〇月〇日から引き続き 警報装置作動中 ガス濃度 〇〇%LEL	ゆう出路の洗浄	1,500m		
	メタン濃度の測定値								
	ガス噴出の兆候	常時監視 噴出の兆候なし							

点検表は、工事完了の日まで保存してください。完了届の提出の際に添付書類として必要です。

- ◆点検事項
- ①掘削口、泥水ピット周辺及び可燃性天然ガスが滞留するおそれがある場所において、空気中のメタン濃度が危険な濃度となっていないか（携帯型可燃性ガス測定器を用いて測定）
 - ②可燃性天然ガスの噴出の兆候がないか（毎作業日1回以上、ゆう出路の洗浄時は常時）
 - ③その他状況に応じて必要な事項
 - ア) 掘削口から8mの範囲内で、火気使用設備等の設置及び火気を使用する作業を行っていないか
 - イ) 火気厳禁等の掲示が適切な位置に設置されているか
 - ウ) 関係者以外の立入禁止措置が適切に講じられているか
 - エ) 消火器が必要な箇所に備えられているか
 - オ) ガス警報設備が正常に機能しているか

⑥災害防止規程を作成し現場に備えます。

◎災害防止規程は次の内容のものを作成します。

- 災害の防止のための措置の実施に係る組織、安全に関する担当者の選任その他の災害の防止のための措置を適正に実施するための体制に関する事項
 - ・保安管理体制
 - ・安全担当者等の選任及び職務範囲
 - ・災害時の緊急連絡体制
- 災害の防止のために行う点検の項目及び方法に関する事項
 - ・日常点検の実施方法及び記録、保存の方法
 - ・設備等の不具合を確認した場合の措置方法
- 災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項
 - ・近隣住民及び関連機関への連絡方法
 - ・退避の方法
 - ・罹災者の救護方法
 - ・ガス警報装置が警報を発した場合及び危険な濃度であることを確認した場合の対応
 - ・可燃性天然ガスの噴出の兆候が確認された場合の対応
 - ・可燃性天然ガスが噴出した場合の対応
 - ・火災又は爆発が発生した場合の対応
 - ・大規模地震や周辺で火災が発生した場合の対応
- その他災害の防止に関し必要な事項
 - ・保安教育の実施方法
 - ・やむを得ず火気を使用する場合の措置
 - ・その他自主保安マニュアル類の作成

安全担当者は、現場における責任者であって、作業中は常に現場に滞在し、安全に係る判断を行い、指揮命令を行うことができる者の中から選任してください。（代理者の選任も可能です。）

※災害防止規程は、掘削の申請時に添付書類として必要です。

